

議案第52号

石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成31年2月26日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

消費税法等の一部改正が、平成31年10月1日から施行されることに伴い、常陸風土記の丘の入園料金及び利用料金を改正するため。

石岡市常陸風土記の丘条例の一部を改正する条例

石岡市常陸風土記の丘条例（平成18年石岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

1 入園料金

（単位：円）

区分	料金
小人（6歳以上16歳未満の者）	1人1日につき 160
大人（16歳以上の者）	1人1日につき 320

2 展示研修室等利用料金

（単位：円）

区分	午前	午後	全日
	9:00～12:00	13:00～16:30	9:00～16:30
展示研修室 （1室当たり）	740	850	1,590
江戸時代住居 （曲屋）	1,050	1,170	2,220
江戸時代住居 （直屋）	740	850	1,590

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。